



昭和  
18  
1025



北邊探事補遺卷之三

邊要分界圖考抄錄之二

大槐文庫

明和八年辛卯オロシア松浦の手へ源氣す  
船人等多く在り其と衣服甚だ絶えずエトロフニ左  
右セイノジヨニ至多及ばれより或變られを抄出  
ノテ不編ニ載セ

此書にて又モ松浦丸を名シテ一枝又  
字和解ある始まリテちよ字セテ和解ノテ是モ  
又モ又今ノ時解とゆリ又雙往年を主と云  
ノル後之をよくほきと不編ニ除シ免リ

かあれど以テ考ルハ魯西通紙ハ以時ニ以  
テキニ四ト五ノ年ノ本編以降和八年と初四  
思ふト思ひハ復トキリ宣く城更双代抄除  
上保セラム

先候お爲在省か近カ送り一候より支の書  
省直通アリ主附も傍の通アリテ渴サシ  
もレキシナリモテ

スルもあかんソレトシ候事な御解

は空疏球大角トヤレヘ國底仕レシノモレ  
此ノ候事まニヨリ内ニヨリハ新立ノ家テヤ城ノ候

核立室高麗館有リヤ長堤一派ニ高  
木立ニシテ高麗使徒也無能也以テモニテ其事  
在也其事到ルハ之ニ咬當色出船付ノ前而  
右船ノ内経立モ承ヌテルスヨミトキムシモ  
シモヤ國ニ一名ニ呼當色并高麗館も事ノ列  
カニ國之也。之ニヒテ核立室家ニ召面ノ恐る・  
ヨリ内うちだ・そん處ニシテ・トモアリ  
之ノ事高麗館人ナハシ者モ多ニ文面もふ未小  
て宣承シタル事モ見テ多ニ有リテ御改帆  
船ニシテ多ニシテ高麗館表舟ニシテ上風

直教之手書通文面とて是所破れ候事依之  
書候事とぞ

五郎左衛門

まよひ、ゆめなづき

かみあかん

かみあかん様事あかんと申す付  
和解仕合ト仰仰

久九月

大山道各剣

一ノトニノ吉核文字を付し和解

此沙面ミテ西口出三生ノの立院と國三八

他毛ハ若ヒ用書訟通文面並ト申  
ウシマの人、ウシマノヘトヤハ後味、内大島ノ人  
黒毛ミ八月上旬ウシマヘ上陸仕合事及飢渴事  
仕方多岐古歌キ岸付レ人米菴薪水等は於立  
あよ赤袋ト申内至室ニ申候魚鹽烹付右近見  
立送立承し候事内附國ミ人情厚キテ恩儀差謝  
まぬ候

を終、主馬河原だ、たん、

三ノ下四ノ下核文字書狀と和解

愈々

此沙面因爲立候事内立院血毛立

他云用書記通家事也出ナム  
卷質按ニ此レ  
歐邏巴洲人ノ俗見ユ他方ニ信ヲ通スルノ  
ヲ專ニスル風ニ卫イカヤウニシテモ通シヨカレト  
意ヲ用フル故ナルベシ

ウシマノ人

唐國彦東之行記  
癸未而至四月廿日遭大風  
ウシマトヨタマハシテ船頭至  
船中先至主於里和地處安書  
收長海之內事陀  
法政從三人之室主中通  
下丸 茶葉主於日本之化  
茶所傳玉多く傳流仕事  
あくまでも其の儀とす

得其毛而失其肉。豈不一書之以未足  
矣。故人之言也。亦猶此之謂也。

卷之三

又下於文字書法之和解

比々通之様も之は  
ノハニ通之様也。うみツ桂

一  
聖國ミツノク 七日也ナナヒタキ ちふる  
ウシテウシテ ウロツカニ  
下ル 正ウロツハムヤムヤ まわら  
院 捕ウラハ あく庵アグ庵  
トモニトモニ 一列イチレ まよはれ  
アキラカアキラカ もよかモヨカ シユ  
アキラカアキラカ 似シテ うなぎウナギ  
アキラカアキラカ あきらかアキラカ うなぎウナギ  
アキラカアキラカ あきらかアキラカ うなぎウナギ

施質捕王ウロツハ洲内通事等を列とし、解何

政羅巴大例イ通事等をナラサルトアルマシ  
スベニコロウ。卫ウロハ洲ノ者と書キタリシモ不審ナリトハスコービ

アモオランタモユウロツバ洲内タルコト知レシトナレバ本洲ライム  
サルハワケ

アルヘシ  
此ベニコロウ常矩等カノイミニ問紀セシ流刑ノマウスニ違アル  
マジ右ノ文ト符シ且スベテアラハニイハサル所件乞ノ仔細アレハナル  
シベ

一右書西之通經風ニ行多義並義ニ書ニ仕合附板を

五紙外他半紙

一比外之文西ヲテイシ言語も因松之義ニ至リは譯ハ  
ホーリドイツ御名ハおうナラヌイトチ哉儀候

度

國國ホーリドイツ御名ナリ兼ウヤマラティン初ニモ傳一紙之内  
又西ニテニ傳るモヨリ西之通經院ノ也ヤ

ト後ヘモヨリ傳あたるをん便ニテ説う。

施質按ニ羅旬ハ政羅巴洲中ニ通スル古雅言ナリホーリド  
エドイツの由ヨリ傳り一ト不見多

### 六ノ末核文字書狀ニ和解

長崎ニシテ西之通經院ノ後段之ノ數々施  
風遭満止と度み立内再ヒ日本ニ地之源流を察  
難易ニ度シ以門西之所取とゆアレ先モ西去を  
シ源中立ニテヨリシテ書ニシテ信を明シ候  
者我今年カリヨウト船ニ被フレカツトモ被カム

かづてかづルス事ノ事と詰

下札 カリヨウトヲレガツテ、取ニ名モラムルスエトキハコスカウトヤ  
エミシ一名ミリタムカムシカツテカラハフルスモ、シ属ムミリツクナム  
要害シため日本ニシ筋をセキテ看又一筋集  
シ若シ必定考ハ未審モシタハツマ卫の地ニ外近  
形シテシテハ事ノ事シテムサム地ハ赤ニシ  
小四於多段ニ捨八分測量をとね也

下札 ノルリイスルヤハシハシヨ奈院ノミ縦多面五箇うちの右行  
方ヨリ俄シカムスナム  
左贊 按ニノルリイスハ蠶書ニ蝦夷ニツキタル諸島ヲノシリル  
エイランテジト称ス守重曰蝦夷人ハ「カト」惣称スサチ「クリルハ  
蝦夷ノ一種ニノルムセ」ト云アリ其ノクルムセノ夷人ノ島ミト云フナ  
リト因テ恩フニコニイフモノハカムシカツトカノ倭ノナルヘシコノ  
地モノクルムセノ國地トキユユレハナリ  
近藤氏ノ著書ニ詳説アリ

砲を築き武具あと達シ件次オホーコエーテンス  
サリ 固 ホーコエーテンスルヤハ紅毛玉既シムノサシ研セ  
隠匿告知セシムシテ以テ新書を通テソリ元東岩安  
ルス風ミ旅ホ林シテ宣傳と考ル俄シシ朋友モ  
シヒシ俄都ハヒエラロツバシノモニシムソリシ  
私ニ云モ邦ノ船トシカムニ官と商キ所ナシト僅  
ニ告報シ

左贊 私モ掲ニコノ和解ハ解シタガヒニアラズヤ「ホーコエーテン  
ハ高貴尊貴の尊称の美ナリ即公義と指ナリトモリシテ  
紅毛既シテ者モナハシムトヒテソリシテモセシ事ト通モ  
蘇キヤもほの文カド考クシムトモシテモリテ油リムモ  
コモナセシムトヒテ朋友モリナシソリシハナリ又ウロツハ  
リ立印既存ノ者モナハシムトモシテモリテ油リムモ  
コモナセシムトヒテ朋友モリナシソリシハナリ又ウロツハ

守重曰千七百七十二年八則我朝  
明和八年ニ當ルナリ茂質按ニ  
ナク

ウニマニトイテ  
ちろんきそりひづあく。そんかんてゆ

もろんちといひのあらわさんをかんてゆ

六  
文  
字  
書  
狀  
內  
書  
除  
之  
和  
解  
若  
門  
用  
之  
成  
之  
は  
か  
も  
と  
内  
か  
國

一絃弓の如き其の内とてか斗リテ種文字  
たゞ其の如きの意味は、や風と云ひ  
一絃弓を以て、謂ひ又、若かもあらうとか、海多々  
絃弓も、いふ六ノ下追事るをしもかつとか、弦  
弓を以て、由もあらうか  
右絃弓而之候ハジケ、おもひ、蓋、よ  
左隻指、右絃弓而之参考考へ、ハ足をとまむ者

右書は筆運の様より  
用ひる筆を下へ切てお達仕範おひゆ分何  
之上紅毛の筆一お紅毛を筆行文面あひやに趣  
和解仕事上手ひり又人ぬ事承筆法阿蘭陀  
人乞く一覽お仕事よ核文字多きも之りて  
かく仕事し能くあるえんに況列氏経書多々ハ  
何玉の者何玉の能く仕事ありと申ゆアムシ  
以降上とぞ筆

兵庫、持行者と山あいを以て、ひりすか天  
の巡檢ありてイエヨウをとる。あくまに於てふるぬる  
角をもつたるが如き、船もおうへんとよる。

おもて全く名画アーティスト官士バセロウナハ早  
あはれゆのはゆふと重うて石室ニ告げきあるくみうて口ひらせ  
よすかコアウスハ名せんむくが原シと云フ。さうは承の  
う事寧トモリ。ゆゑにこの次第とある。

雜抄

卫トロフ 天保六年丙午夏立常矩徳内主初  
ウルツア島主モ御者也 舌西亞人モ主也  
ヨリテ日本人知多シヨリ彼ノ子モ云サ  
チムクノ有モ前人シルまで傳キタ  
ミトヨリ主役室政ナニシテ主役也  
波竹され日本人所居の西及國ヲ主役也  
常矩主役ニシテ島主モ主役也一毛波竹主役  
日本主役也シテ波竹山内加茂主役也  
參レテナジソ島主リ因島トリカマイ毛帆ノ

アイ上、云歎キモツ是大島日中の船と重丁昇  
のあとまたアヤセテ

是アヤセテ舌西亞人イニヨハ卫トロフ、七年互  
易シテ十字モ主役アヤセテ法を教へ夷人のオミ  
佛と受け主役俗を考るモノスムニシテモ  
アヤセテ天明年中ニ至ルシトテ  
因島舌西亞人也つ、所の十字モ例ヘリ島カ  
ムイワツカナリシテ旅モ主役モ主役年以一  
島セテ利多シ舌西亞人波竹所の佛と棄シめ被

リエ雲サムシ新の風俗と改りて中邦の俗  
トヨシニヤナと今新トテ漁場於セハシホト  
テシ東夷一二のふ土トモレラミ

ウルツフ島硫虎比島テ島ニムカ年官切リテ吏人遣シ  
山口系既主計官トテ經緯内ニ寛政三年官又  
吏ト差ニ官主乃經緒内和田系主を人ありシ後  
松前より前役始て一役人を差ニ享和元年官又  
里山係者えシ印深山系守下主を差ナリ何れ  
もロシア人へ邂逅セリトシタクは既ニ深山  
トキナたアシムアシモシ改名トセムナツサトイシ

底質拘ニセムナツサトイハセムナツサイ」コテオ十  
七とソムシニ赤人同音ニハ島の因乙瓦七八十  
里ズ魯西亞改名シテオセムナツサトイト云内  
を記セラオセムナツサイ」ハオ十八トリシテモ  
仙臺源氏ホオ十八回までオロシアの底質とモ  
シトマホリシニ今モ赤人同音の記を是モモ  
ルキタス源氏ホオホシハ自の島の名とコレイ  
ツケヒソリサキシハ「ゴロシン」のキルム  
ウキチ

ノ島南ニ港アツワニウミ魯西亞改名シヤバリニ

ト云テツコの犠場アリ又南「バキニ北」在る者と  
「コロシン」と云ふとあり

はコロシンをコレイワアリヤシテウラムトニシテ  
チアリハウルツアの内モテウルツアハ才松ノ目ヘ  
赤ノ向きニテ身を傷めリ此所ノ獵虎ハミタ  
他ノ比ヒも多キヌトテテモ良景モ度量モ度量モ  
あの肉のやうノアキヌトキヌハ彼人の活小  
上品矣

鹿組五段至五段ニ換リ

中品 四

四

百五

下品 四

四

八十

トアトリノ本質詔書ト掲ニヒテ而モ土着の夷  
人あくちれどノクナシリエトロコの夷人健ま  
シモノの獵場ヲトドキアマシテ獵虎皮ハ管  
口鷹头の方ヘ傳フシホ邦ノモアヤハシキ  
トテ多シシテ今ハまるアリ得モアリアリ  
カリモササキタタキモアリ入主の獵場ヲトドキ  
ト魯西亞の石壁トテアリモアリ  
エトロフのカムイワツカライレモハ翁のアカイウタ  
ヒトヨリ丸松六七里主モアリハ申ハ申申と吉  
トキテアリテ源流凡ニ平定玉と收ルトテモ

ラムセヤンケ チリホイ ラムセの因迦 一ノ魯  
西亞改名セムナツサトイと云

ラムセ質地「セムナツサトイ」ハオナセナ

是亦前のウルツブ島のオナセト向をタ富  
ニ因テ顧フニ前の「ウルツブ」ハオ、セムナツサイ第十八  
のオ、の前ニ字と統せよとテラムセオナハ  
ラムセ拉制の名オニナニト並多改メシミシス  
能く今ミモ既ニ保セラムセ あは等の徳島の改名の解焉もどんを因て改  
ニ赤人宣義中モモセシとあれ彼人即ニ便  
て始く之を教ヒシテラムセノ者とスハ

ミニラムセ質源民ある敷計の役を受キラムセ  
兵をひきあれとの使者ハモニシテダラムセ  
ラムセ余キミ群トナリ始ムラムセ

ラムセエトロフ夷人年々獵虎漁にて活活セ  
ラムセラムセカムイツカシラムセ活活セ  
レブンキリホイ島 仲の方ヨリラムセ  
マカニル一島 古事記エトロフ夷人獵虎漁ふ

リ

ラツコ島 エトロフ、ウルツブ島アラムセ年々アラムセ  
ルツブのラツコ島アラムセ他アラムセラムセの夷人純

ヨルムセのくわゆを年魯西亞に保有せられ、う夙宿  
ロシアニ妻を魯西亞承る。毎はあら夫人に  
居る。

萬丁卯五月卫トロフへ移めり。船より降りて  
人を尋ね、毛で毛人のある殺さん船にてハ  
はち人をも考へ。

毛の毛人一人ウルツフ。魯西亞人の所ニ来り。  
居る名をモヘイとす。是者「ウルツフ」こそ毛人  
國の舟と名す。毛人

ト、のほりて行ひ。家のめぐら船中木本を骨

介夫一人をして袋の口を切りゆのアキ  
はぬき。櫛立てたる。槍立てたる。骨  
を毛皮を畠ミ毛ち。はまをもんハトントチツ  
テ云魯西亞人ハマイトレと云クナジリの首  
長ツギノイ。嘗云クルムセの舟をも」とあり  
よ少舟とは多くを中流の口のぬすてをもよ  
月と穴れば船の口と切り度ハ石をも入れ  
舟をもくもくと大底玉をもみほふ。かく  
く舟は肉くもりへて又ほくもく自立す  
リクルムセの人はあくまく併せてもと並ひ

モスルヨモセコハラキリ持モ舟ハ櫂動トモ  
モスルシタノ中モ急シムの仕事アリトモテ  
櫂ト動サリシムニミ

麻賀病ニ源氏モオシテレイツケ。ナツカシモ用  
モ皮筋の語、全くミ勧回ドニシ余りに少モ  
フシテリ併セズ。一ヒト傍詫得シトモ少モ  
アリシム。

近年夷地ラソワラシヨワリモクーとレ夷地の人は最  
ユキナリモレシ云話アリ。此モ少モアリ  
又丁卯五月エトロフ引妨の船モ。はのそん

マヌルアリ。自生キモリテテテテ  
セナシキノイガアリ。教のものあくべ  
ヒ角人舞ヘ穴を穿ち隙を通シテ今  
彼十アツ方因縁の夷族を除ケ

シモシリ島 魯改名 セムナツサトイ

是亦セムナツサトイとテハ皆怪れ一トニルオ十七  
ヨリヤニテキリホイと因名。赤人同言ハセ  
スナツサトイ。セナシテル耳ナムナムナム。是アラ  
ムラシルナリ。ケトイ島アリハ。近ノサムナム  
島能登島。夙夜上洋ルハ。アルモウセツミ

日記

ケトイ島 猿虎アマテラス 魯西亞人 ベツナツサトイ  
名く

茂質モジ 捕ヘツサトイハ「マキナツサイ」歟カレオ十五  
リ赤人エトヒン向ムカシウメ妙因ミヤウ

ウセシリ島 魯西亞人改名 セテイナツサトイ  
并質モジ 捕ヘツサトイハ「キヤラーレナツサ」ミタセテ  
イナツサトイハを轉ミタセテ

ケトイ島アマテラスの風カキて海シマ小鳥トリも夥シテ  
毛程モコをミタシヌヤミタ也厚シテ雁ガの卵ヒナと捨スルヒナ

入れ三吹ミツブキ四吹ヨクブキ脊負スカフ筋スジ衣被イヒ也肩羽

三吹ミツブキ

義質モジ捕ヘツ日和地ヒマツチの往來スルマツハは北ヒタチも南ヒタチ  
ラシヨワ 改名 テリーナツサトイ

義質モジ捕ヘツサトイハ「テナツサ」ミタシヌ

ウセシリモジ年イニの風カキて海シマ

土人トトロ宿スル店スル到ル宿スル店スルてよくもと墨モクを波ハシ一  
を蓋カバておと掛スル内ナカニハ浮ハラまきづけておと  
を賃カバ掛スルに浮ハラもノ一オンデレイツツと因ムす  
地シテ波ハシもととるもととる夜ヨクハエトヒリカルアオシの

多モ丸もきうてモはと肉うて成ツル御  
つキ筒袖ヌ袖へ襟と袖はと裾ヘアサラシのほ  
を細く附ケ袖と襟エトヒリカの嘴と犬のほ  
ミと文飾ヨクナラニモあれ亦今ノナーツカと  
同レ腰尺ホムリ一を洋僻島トハ數日至  
のあちくあれもモ天地ハテノ風俗チリと  
ヒキマテ幼クナリキミル俗源氏紀等と同  
日の説又掲しきの多岐モ他ラソワの人皮船  
み多キアリ一と多ほとモリシハラシヨウム  
ヨリハアリモトワミハ半天ふ生船ノテ至

毛す汝ハ強

モトワ禹 改名 ラリンナツサトイ

奉質指ナ一ミオセンナツサイミリヌ鷹ノ被名  
ナシス所の教の毒蛇狂ノ被名角ノモリ  
ハシモリニシニモ禹ノ名同ニシハ次  
シテ

ハ角ナリ テツクワキヘハモリ一クハ信道

テツクワキ禹 改名 テヨナツサトイ

奉質指ナ十二ミド一ウナツサイミリヌ鷹  
禹ノモリニシニモ禹ノ名同ニシハ次

アリヨリ「卫ハイト」とハモリ「アヤシム風」ノ所等小  
島也

エハイト島 一名 ヨタヌンモシリ

シヤシコタンと一日よ経度テ一年の風も吹く

シヤシコタン島 此島の西かよ 卫カルマとち小島也

ハルラマコタン島 改名 テ卫アトイ

菴質地 テ卫アトイ 美未詳

シヤシコタントキを吹風も吹く又シヤシコタンヘ  
一夕ふ経度也

又シヤシコタン島 改名 フトロイ

菴質地

菴質地 フトロイ ハサニム

アリヨリ ホロモシリと早天が帆更度よ若者也

ホロモシリ 改名 セリモイ

菴質地 セリモイ義未詳

大島アリ 「又シヤシコタントキ」己午の風も吹く

大島也 又シヤシコタン島

シヤシコタン島 因ビ吹風也吹くあり（同名度大  
モアリ）

魯西亞船多度以如よ越年を以カムサスカの  
あのあ清「アシライシヤシ」とも云々ありま

セリモイ午の風も吹く

通計拾七島

貨物 捕得故ヒシ島を松目島て名け、ハニ島内、以次  
又南、白山、ツラ、シマ、ムク島、トモウ島、列島も之ハ全く傳う  
錯雜多ナリ。次に彼地名ハ洋言也。一、源氏の傳  
キテ、波多乃島也。此ノサ一島、ちうと云き、ウルツア島、オハヌ  
アヒハ、ハエトロフハオ十九ナギリハオサ、ウガモ地キサ  
一モ、波多ノ島也。

守重曰、东海ウルツア島、も前説シモシリ島也。  
カムサスカ地方、ヨリモ、キテ、百十餘島、島々皆、  
ヨリ、世の所謂、シモシリ、而實人是と称く。  
邾弗加、といふチアカと、ハ日、车、而モ、我ナリ、船、  
人、ハ日月、を指して、チアカムイ」と、云々、島大なる。  
者十六小なる者、參教古昔、以我國東の島島也。

又十年、中、魯西亞人カムサスカが、食、吞セ  
リ、漁、ヨリ、南、向ひ、諸島と蟲食、して、三千年  
前、之モ、シモシリと、名付、て、之島、の名を改め  
之を、魯西亞の名、ハ、年、もう、天人の風俗  
を易へ、彼風俗、もう、多く、ナ、ウルツア島、  
島、島、到りて、土著、傲然、と、して、ちうさる、少  
る、彼國、カムサスカも、タルムセの地、ナ、而、其國、  
の經、ナ、モ、之を、魯西亞北海の要港、ある、嘆  
あづま、あづま、や、え  
イチヤン、ケムシ、と云、夷人ハ「ラシヨワ」島の產、も

居ること頃くあつまひイモシケセツクル父五古  
小布邦の風と仰き遂に俗を齊てぬ化そ即  
改名シキ布助と名く市 嘗てカムサスカ地  
方ニ経由シ既に計画と年々之島は奥泊の在る  
所と風俗済みの宣しまと幼く旅先すを未と  
紙を聚て島形と仰う多免諸國宿充トロロ  
ロの酋長ルリニヒ及びイワレキ・イユルテキ・アツケシ  
の酋長イコトイ及バツコ 其他脅丘・カ諸島、  
仕来壁をさむ夫人ハウシヒ・タカラシイ・ペツケ  
ウシの三夷子と再三討論シて初て諸島形勢の

詳をあらりと得る

義質持モされば移設めし所以の由ありミ従  
易ハ移す供つて是上を右付繕写を余せられ  
御氣とぞ

カムサスカ 又カミシヤアツケトミ

義質持モ名カムシヤツケといひ内院よ解  
セシカムサスカカムシヤツトカハ和葉オの  
人莫呼て称す所多モベヘ魯西亞人ハカ  
ミシヤーワカモ改名モウエリナ高カミシヤー  
ツカニースの低カミシヤーワカニ二部ニ分

フニ若のことをカミシヤー外とさうは湊  
ハバウラツケガワ」と源氏お見えあらわす大矣  
ペトロガラニとつよカラニハ湊ヘトロペト  
ロ帝こう此帝の軍一湊もあく名とも源氏い  
ふ所も我國へんどじ業年一名異をう此湊  
仲トリハもく幼りかた不ぞうときどりて源氏  
多モ詮問して毛と新舊をうされ彼要港と  
毛と新舊とハ島後きの町ちれハ弓矢と  
心を射けし今を度モのるよ枝弓ハ令く  
斯古似う作主者と命せざりしよ以書ふ

て多御を得

此地をと博多クルムセの詮問うて我

日中の脅疆をうしよ正徳五年魯西亞人保呑  
て今ハ被毛北滿の要路とあひテウルツブシモ  
シリと歴ちにれて海島凡毛利千金皇魯西  
亞人の詮よ凡一毛三千玉スク。今平邦の里數  
をみて之を計りテ三千十ニ里余多ある程れど  
實去の處よ依くあれと聞ふ。凡武石五十里許  
うてえ往來せる多くの多所もあゝをうべ  
波傳ハクシユンコタンうの風景には他のあるも

「アランライシャ」（彦）ます地主はさて機き  
送る凡四歩手（ベストワーアヒルスコイ）も  
「ベストワアビルスコイ」ハ魯西亞人の改め名  
新（シテ）奉（モリ）「ボンル、カ」（シ）カムサスカ入海の  
大港泊（モリ）魯西亞人は地（岩屋）を築（シ）土モと  
築（シ）清（モリ）而（モリ）大筒石火矢（モリ）を傳（モリ）魯西亞役人一  
人、かう捨（モリ）人（モリ）社（モリ）を築（シ）ムアム（モリ）空居  
もて（モリ）厚（モリ）柱（モリ）ナシ（モリ）地上（モリ）ニル（モリ）  
メハ（モリ）人（モリ）山（モリ）のめ（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）  
多手（モリ）（モリ）オホシ力（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）  
多手（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）（モリ）

歲年記

ラソコと云者此地の要所とぞもよきトシノ列彼多  
磨ニシテ九十八年我ニ称アタラソコ一軍を帥ひ  
コレサウケニ「ユカゲリ」及コレーキヨリ古地エ  
土人ミタマ半肢ハーフアリテ彼一ノニセ百年我ニ称  
十ニ年七  
月五國ニシテムセイ不サベル貂の皮三千二百枚  
ベイフル即ラソコセ拾セ獵四灰白色の狐は十枚、  
赤狐九十一、と帝ニ歎ハラハラモ彼一ニセ百年我ニ  
称十五年總五  
再ハ室磐ト理コスモスソコロフト云者アリテ  
カムサスカ乃ハ近傍の諸島マリモ伐ちシテ木船カヌー  
オホツコイ即ラホツカの小城ムラ帆マストペニシニクス

の港ニ入カムサスカの北地ニシテ又ラヨンコイ海オ  
ンカナリナリカムサスカの体レキモ若船モ致ムアリ彼  
一ニセ百年我ニ享保カムサスカの人裏アヒ起  
て魯西亞ニ致く號稱アーリ新邊ヌイヘンニシテ永  
く経済アリ豈約アリミ紙役シテ年五百サ貿  
ベル皮ベール狐角アヒ狐等の皮一千六百八拾九年貞享  
十二年  
非蒲涅爾アヒセラカラニ全合地タチ云一千六百八拾九年貞享  
十二年  
子ルトシキニスコイアヒの内子ルトシキアヒニ  
城シタマと築きアヒ那の境アヒを守アヒムよ關所カニを居アヒて  
使アヒ幫アヒと云アヒ 古國アヒ三アヒ 一ニセ百年我ニ  
往カム  
四年

サスカと伏洋モ一モセララ千四等享保十年セニスコイ  
城を築て法教の棧とほのをもつゝト大利をぬ  
う同年加賀丹系カムサスカ多の傳と往て元  
を以テ御史人名をと詔す。俗モサンクトラ・ロウ  
レ・シスト云名と書ヘ一モセラ三千享保十五年我  
アレナの時を今念して法教とり不とよ面議  
てニヨの強弱を宣佈。試より取立めの事も係  
る。又如ミアンナの令シテ官人ヘルル  
ヒア和兼セイカビタン海舶太ハレンベルクと若イ  
本元載スル所ノ副司ナリ元ト和蘭ヨリ出タル  
モトナリト云本元ハスペックベルクと有リ 南日本の地

よ臨し赤地。カムサスカの南ロニア領モ外  
前爲三十四島モ。船と舟を購上さんと欲され  
し島人々々々揚げテ

瓦雙揚。比來は之魯西亞布紀の所載と同役  
なり而我え文口年。我東洋と通航巡査モ。  
一。魯西亞志曰。子七百廿五年。我享保。船司加  
比丹ベリンダ・スパンベルク・キリコウ。三人。口食我  
保十  
五年彼七百三十一年。女帝アンナの時。不。テ甚

國始て成れりより以降地脈の曲れも明白なり  
アリテ多く國ちと云ひふ那カ葛カ摸西曷杜加等  
一の往來の路程詳寫され行持もあ従よ成る事  
トあり これ亦元より四年四月セ一ノスパンベル  
ト呼セ右ノ地國成りて後又アンナ帝東かよ  
我日午東南海と巡りシテカニヨリモシテテ  
後东もの海國も出来タルベシハス。バニベルクハ  
景も出さんと云ひよ尋常の人々ハアホモ俗  
多羅の帝の時ト天子の才絶賢才の人々を招  
致セド不そぞく人間も多一あらず。

今ままで地図等の製修多あるハ此創製る  
所無今時より僅よ百年上り御測定  
事あ國すれども

此時此の人と取牛タヌキモタルの人曰タヌキトハカムサス  
カの南崎の者此は所ハ極矣と近ト一向して通年うつ更もぬ  
きゆくよる爲人慈心うて能く恥恤とは修能く  
至る本の果をもそぞを手と拂へ奉りて與ふ亦常る  
もよ予よ怪まん又二人議して曰ふ那カ清カヤツ  
パンカ日本通説並存り決を  
其質拘はばよ陰也島ハ何地うるやば考

前　詳

和蘭印板總界大地全圖本木良一ノ符號リスラ  
ンド即魯西亞國老ノ書記ヨハニ子スナイリロウ  
ナルモノ彼一千七百三十四年我享保十九年撰スルモノ  
ニ從テ正補セル地圖ナリ其國ノ船司「スパン  
ベル」トトイフ者カムシカツトノ地ヨリ出船セ  
ルノ說ヲ举ク三ノ符號曰船主スハンベルケ「カ  
ムシカツト」ノ地ヨリ大舶四艘ヲ開帆シ海ニ浮  
三日數十六日乘廻ルノ間大小ノ諸島三十四ヲ  
巡見セリ其中ノ島へ上陸セント欲シ小舡六艘

ヲ以テ其諸地一人ヲ上クヨレ其處ヲ見聞ンカ為  
ナリ其土人懇ニ應接シ但言語ヲ為スヲ得ス  
彼其國錢ヲ出シ見セタリ時ニ船長ヘヤリンキ  
ト云人アリテ船中ヲ總裁ス船司此事ヲ長ニ告  
ケス船司獨リ上陸シ見聞キナハ已レカ功トナ  
シ後國王ヘ訴ント欲シ船長ヲタバカリテ其徒  
ノミ上陸シテ春ヲ經タリコノ處意フニ日本ノ  
島ナラン歟其時自ヲ得テ帶來リシ一錢ハ銅製  
ノ小錢ナリ大サ和蘭錢ノ如ク周圍少シ厚クメ高  
平ナリ中方孔アリ其上下左右ノ間ニ於テ一面

ニハ文字アリコレ日本ノ文字ナルカ或ハ支那  
ノ文字ナルカ一面ニハ字ナシトアリ其下ニシ

ントペイテルスヒルク新都ノ名一千七百四十年正月

十三日コレ我元文

茂質按ニ前ノ二説ト同事ナル略記ナリ但錢  
ノフ一説ナリ通用ノ寛永通寶ナルベシ未タ  
其得タリシ土地ヲ知ラス元文四年廻船ノフ  
益々證スヘシ此時我東南海ノ海路里程淺深  
等モ測リ見シナルヘシ此等ノフ皆和蘭書ヲ  
讀テ解スルノ道アリテ分明ヲ得ルナリコレ

クレダレモ和蘭船來ラス其書ヲモ解スルフナ  
クハイカテ我邦ニテコレヲ知得ヘキコレ  
商館ヲ置キ互市ヲ通シ年々其諸蛮ノ風説ヲ  
聞シメタマフ其由アルヲナルヘシ

魯西亞聞畧中林某エトロフニテ「イヨヨサスノスコイ」云ヲ  
ハ語ヲ記セルノ旨其一二ヲ抄ス  
ロニテヤエ云々オホーツカカムサスカ東北の海濱寒  
玉ヨテ敷設ナリイリコートカキドリ飯糧運送を  
產ねるハはれ多キは必ず东北の後鳥<sup>ホウジ</sup>ノ<sub>ノ</sub>島<sup>シマ</sup>と  
之にウルツアキテ十六ヶ年を経年<sup>ハシホの年</sup>を以て<sup>ハシホの年</sup>うち<sup>ハシホの年</sup>うつこ  
猿のあめ年<sup>ハシホの年</sup>をオホーツカハ守護<sup>シテ</sup>不役

四捨人 小役並多シ捨人 イリコツケ オリの初  
不トテナム付モ後人の名 イワン ニードロイニヨ ベニチ  
シトニアカムサスカハ奥據天と近ニ 守護モヘト役  
並捨人 小役百人候ム付守護人の名 フランスイシヨ  
リニヤニミシムカムサスカとの里程を問ひトユ者  
曰

クナニリ島ト 海港立五松空ルスタハ里數百五十里  
ウルツアムト カムサスカト 日ハルウエルスタ 日シテ二十二里餘

曲尺七尺半。と五百合ノ一庄ルスクとリハ七空ルス  
タヒミニーラト云あレハ海港と移ラハタリ時

海ハ空ルスタヒムテ後孟モ

家上ヲ矩イニヨナム。里程抜革  
シモニリト カムサスカの渡リ 九方エルスタ 明訣百五十里  
カムサスカト オホーツクノ渡リ 九百エルスタニヨリビ  
シモニリト オホーツカの渡リ 九百エルスタニヨリビ

守重曰シモニリ前後カムサスカとの里程詮記ニ云  
所大内小異。ちうも大異。さうぞのひ

魯西亞紀聞抄錄

か為系 宽政キニ松前三年。教アダムラツク  
スマニエゴロトコロコフ」ウワスバヒコーフニテの

話と跡を取るをす

カミシヤーツカ 宗教石室五所引代支在リテ守  
大川河ノ船ハ川の内へ入ルトヨリ向西あり因  
不<sub>ト</sub>山城城

千キリと三百七十里 以本敷丘山引到伐發  
ありハ所<sub>ト</sub>

オホーツカミ海上凡八石里代左より湊ハ大川の海口  
を<sub>ト</sub>大船川一入る湊の海底ハ砂土也一在上  
沒滿<sub>ト</sub>と寝て船と入<sub>ム</sub>之博<sub>ト</sub>沙石引<sub>ト</sub>  
沖<sub>ト</sub>石の砂漁<sub>ト</sub>あり外<sub>ニ</sub>洞<sub>ト</sub>渾<sub>ト</sub>

お殺<sub>ト</sub>武石引作 ヤコ<sub>ト</sub>シカラホーツカ カミシヤーツ  
カ等<sub>ト</sub>イ<sub>ル</sub>コ<sub>ト</sub>ツカ<sub>ト</sub>引<sub>ト</sub>の死不<sub>ト</sub>ナリ  
イルコ<sub>ト</sub>ツカ<sub>ト</sub> 新都ベトルホ<sub>ト</sub> 九五<sub>ト</sub>八百二十三里  
モスクワ<sub>ト</sub> ベトルホ<sub>ト</sub> 五十<sub>ト</sub>三里

イルコ<sub>ト</sub>ツカ<sub>ト</sub> 満<sub>ト</sub>カ<sub>ト</sub>マシキ<sub>ト</sub>ニ<sub>ト</sub>エ<sub>ト</sub> 允四百五十里  
大河<sub>ト</sub>ア<sub>ト</sub>あふの境<sub>ト</sub>川の名<sub>ト</sub>「エレカモーロ」<sub>ト</sub>  
黒龍江<sub>ト</sub>の<sub>ト</sub>ア<sub>ト</sub>

日本の<sub>ト</sub>一里ハ<sub>ト</sub>オロシヤの三里<sub>ト</sub>見<sub>ト</sub>の間<sub>ト</sub>武<sub>ト</sub>  
ウチ<sub>ト</sub>ち<sub>ト</sub>サバリ<sub>ト</sub>ニ島<sub>ト</sub>周<sub>ト</sub>凡<sub>ト</sub>七百里

支那の夷 ゲヤス トリ者居ル 按 唐

日本人口シアヘ漂流事

寶曆三癸酉年夏より南被飮佐ヰ村竹内ミ

船头双代ニ出つてふ累モ一ニシ延享元年ト紀化大  
天正五年元和元年系の事ト三十一年かとある宝  
曆三年を以て終り

天正ニ宣手伊勢小白子村神昌丸船主乃多舟船  
改名シ久安政、壬午年海死ミ

寛政五年五月壬午仙臺石巻五宮丸船改清多博  
外姓立人ニシム化天甲子年九月六日海產之後モ

たまきと傳致ミ

魯西亞始末抜書エトロフ、クナシツの二名の語ニ

东洋半地ハ古耳ハアツケシと曰承往來ト考くと  
立ムニ又うか説を通御るもアリテ少四年半前  
ヨリ 子モロコシキ、三四十年前ミクナシリ  
多と聞く 疎賀拂ニ松前ちとモ古ニ奥地ニシテハ  
至邦の人往來立ム又更ノリ往來稀られハ否ト  
キモハ知リテアリテ此ニは十度もウルツツ島於  
ミエトロフの島人及シモニリト前説説之の事人  
一向力を今セ赤人と争闘セ 二と五十九度中里

まよリササニモシリ前後の假更人あざれ赤人の  
ウタレモモウタレハアキミシタルモウタレとめり  
シモモモル風俗モ地更人シグモテハ全く赤人  
曰れの俗モスルトニ三十年ち以降赤人シモシリ  
前後ノ假更人教ニシテ發ヒ語ハシメテ改紀玉手と  
シテ名前モシテ老く赤人の風俗トモル  
安永初年猿角為赤人年余活年ニテ所ニ登  
きのナリテ墨モ

安永七年赤人初テ「ソカマツ」ノ活年ニテ墨モ  
あ永二三年の後九年ウルツアムテ赤人ト

多聞セテ起リハ夷人の宝トモモトカニ墨モ  
当永セ成永年六月九日赤人モソビツカマツフ「ソモロ  
地更船の名モヨリニ般テ墨モアレハ松木更人野  
井田大ハヨ云々を取シ後モリ地更双代小引  
安永八亥年活年赤人の名シシサバクシ頭立者  
エバンテ日本一通泊の者イルクワコイの者共モ立人墨モ  
は一糸ハ赤人モトモル

吾故モモモウルツアムアダットイ「赤人の名モ一般深  
着モ内モ赤人の死骸一つモ地更双代ユウシツム  
カヨ墨モ

天明五年赤人トノエトロフニ島ハ源集ニヤルシヤム  
ミ所ニセキニ滞着。寛政二年三月モハナリ。ゆる事  
内ムシトチニモ名トシメラントロヘイイジエソヨフ  
イジエヨシテニ

大矩征モニ云々墨モ

天明六年四月赤人の船來アリ。キリスの船前  
トモ教徒經の船アト西側、帆セガク松前三  
里海西ヤニ云々墨モ

寛政八年八月赤船來比アフタ、イキリスの船  
中累武官の内モロニア人き人アリ。松前ノ通事

セリテミ墨モ  
寛政七八年の赤人の船一船六十人内女三人、  
ルムセの船來一人。赤人カムサスカドリ出船の由アリ  
因字九月ウルツア。船來之墨モ赤人の名ハ  
ワシレイコレニヨブズエストンケレトアセ長シト者ヨリイ  
五十六号於テア。テ今「ウルツア船」をもとす  
東砂曾記及魯西亞志抄記

カムサスカハ立地ヨ太也モカムシカツカといふ。原北  
極立地キリツハの島モ流れてキリツハなる大  
西洋ヨリカヨモ地名ノ日ヤテ立く奥底也

と称せし地よりは北イルツカの東きの地よりもく  
お出で南西北もサニテ四千里をもの候ばナルリス  
カヤロバチカ」て名く則<sup>セナリム</sup>五十一夜半ふあたふ  
中墨氣候一年の内八ケ月ハ冬の如<sup>ク</sup>一もの方を常  
ニ有るの処<sup>ニ</sup>一索余少の方ハ朝<sup>モ</sup>暮<sup>モ</sup>墨<sup>モ</sup>  
居所ハ土成四五尺掘<sup>ト</sup>メシ又柱四半立<sup>ト</sup>而板  
を仰<sup>テ</sup>土或<sup>ハ</sup>革<sup>シ</sup>て蓋<sup>フ</sup>ト<sup>ニ</sup>四角<sup>ミ</sup>穴<sup>ヲ</sup>穿<sup>チ</sup>  
烟<sup>ケ</sup>吹<sup>カシ</sup>出入口<sup>ニ</sup>兼用<sup>シ</sup>ト<sup>ニ</sup>急獣<sup>ノ</sup>入<sup>ル</sup>ト<sup>ニ</sup>急獣<sup>ノ</sup>入<sup>ル</sup>ト<sup>ニ</sup>  
業<sup>シ</sup>ト

兵質拂<sup>フ</sup>空居の捕<sup>オ</sup>ンテレイツケと因<sup>シ</sup>テ

ナシ<sup>ト</sup>室<sup>ト</sup>モソシ<sup>ト</sup>金<sup>ト</sup>化<sup>シ</sup>ル<sup>ト</sup>アシ<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>レ<sup>シ</sup>  
キミ<sup>ト</sup>アシ<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>レ<sup>シ</sup><sup>ト</sup>  
犬<sup>ト</sup>多<sup>シ</sup>若<sup>シ</sup>て牛馬<sup>ト</sup>多<sup>シ</sup>是<sup>ト</sup>モ<sup>シ</sup>カ<sup>シ</sup>水<sup>ト</sup>と舟<sup>ト</sup>  
モ<sup>シ</sup>行<sup>シ</sup>く<sup>シ</sup>多<sup>シ</sup>レ<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>乗<sup>シ</sup>ト<sup>ニ</sup>モ<sup>シ</sup>ト<sup>ニ</sup>  
舟<sup>ト</sup>雙<sup>ツ</sup>揚<sup>シ</sup>シ<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>運<sup>送</sup>後<sup>シ</sup>船<sup>ト</sup>屋<sup>ト</sup>モ<sup>シ</sup>リ<sup>ト</sup>  
時<sup>ト</sup>土人<sup>ト</sup>似<sup>シ</sup>衣<sup>シ</sup>サシト<sup>ヘ</sup>以<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>と<sup>ア</sup>テ<sup>シ</sup>モ<sup>シ</sup>  
チ<sup>シ</sup>以<sup>シ</sup>付<sup>シ</sup>そ<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>、<sup>シ</sup>引<sup>シ</sup>ヒ<sup>シ</sup>ナ<sup>シ</sup>月<sup>ト</sup>火<sup>ト</sup>と<sup>ア</sup>テ<sup>シ</sup>モ<sup>シ</sup>ホ<sup>シ</sup>  
ト<sup>シ</sup>方<sup>ト</sup>モ<sup>シ</sup>多<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>ヨ<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>ヨ<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>ヨ<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>ヨ<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>ヨ<sup>シ</sup>舟<sup>ト</sup>ヨ<sup>シ</sup>  
カムシカワトカ<sup>ト</sup>翁<sup>シ</sup>ト<sup>シ</sup>モ<sup>シ</sup>月<sup>ト</sup>火<sup>ト</sup>ト<sup>シ</sup>モ<sup>シ</sup>ホ<sup>シ</sup>

クリルの諸島ハカムシカツトの南の所より南西の方に連続して數百を著し者二十有八島あり一曰三十島其頃より者數十と妙にしてカムシカツトより北へ皆晉西亞よりも遠ハ列は居る所也（或之以諸島の方より初トシテロシア言ラ次テオ一島オニ島ト次と逐て各ノ金シタリ）

卷質曰或說然リ某教幾個ト云フラ以テ其名ニ命

ス其解上ニアリ

此諸島の人クリルの人と互ニ交ぬを日本の人々之ニ加ズミウル也。此島ロシア曰モロクシ島日本モアサニ但立ムと云ふ之ヲラニト子

テルカムシのめき、毛布と割引日本の絣布ある諸島等を立ムと云は島の本島小クナミリトナガタ有リ、島名有リ又マツマエトテ大島有リ日本と一島の海没ミテこれと隔つハ島陸日本ヨリヘリクナシリの如ニこれを寛ミテハ海波の陽あることを立ムと云は島本山ハ百里リ日本人民と名く

卫ト。ヒルカ

カルオニシテレイツテ漂民ホオクキヨトニテ諸島の如ニ立ムと云ふの事とあリと云ふと說矣

已成實此為の易役と仰り我船夫ウルツブ前  
説の為くまを拿る事せらうト卫トビル  
カハシテノ北アメリカの所立島ニ他ニ有  
れあらう書ニ國あり余り想像して仰  
りものと大抵今もあれハ空氣あるよりよ  
くもあと改し候 あよ少しほヤニケナリ  
ホイ島ヌハ木ハ一切ヨリモ生を急も少  
キ唯卫トビルカと云ふのニ夥シキツバ  
のえひきの種エ群生一ノソシミ竪易ニ捉ル  
事あり天人比高キ活れをば多ニ食料

シテ骨を捨て薦と云ヒテラシテレイツケト  
似テシテ鳥々之往來彼ハ太鳥の先セスム人為  
ふち便玉もよ木源也キムシハ白也アホウテウ信天翁移  
栖ミテ捉ミニモ往來ナリと彼ルハ多ニ釣  
テシテ南方の暖地ナルハ西方夏と釣ニシテ地也  
シテ暖の邊ナリシテ多リと只つ

は船

船モノハトシドチツアシ

多ク西亞人マクタレト各々

置もアサハシ合形ナリシテ用いざは木と號ク一皮ヲ  
アルホランテレイツケナリシテ國名ナリ原氏の號と  
サシキ布絹ニ易役をすよロモシムベシ云々

あるふ今く回り我が史不至焉とす用たれり  
と必ず東西隔天諸島もすみてテ圖書中ふ  
あり餘も送詔よりて新製せし國をもふお  
似シ唯はハセイウチ」とト「の遠モリは書  
ムテ巣名あをゆきあふらぐ所モ是ニ  
ハ在出邦弗加考トソヘ才四の卷トシ抄錄

### 卷之七魯西亞考

オロシヤ國ハ我隔天北東ハウルツア島西ハカラフト  
地とお隣りて唐山尚汎とも接界お接

ウルツアハ卫トロフ島ニモニリ島を以て本役の  
界とありカラフトハマンゴ<sub>即モ</sub>混同に之の大島と以  
テ撒夷滿洲魯西亞ニモの役と云ひ斯ミハ是亦  
主兵の半島もつふ初もそんハあくまん魯西亞  
人の多ナ撒夷地と云ハアレシヤム<sub>解既アヌルカラ</sub>カヲ  
フト地ヨテハ「スキャクル」と云唐山の書ヲ放て  
魯西亞の事足矣ハ故後志ニ載モノ所也

丁靈堅昆 史記漢書

黠戛斯骨利幹 唐書

阿羅思 吉利吉思 摧合納 益蘭刈 元史

等あり。但よ今の魯西亞の地ちもとしよ  
莫斯哥未亜の名初て 職方外紀よ載さ  
清ハ滿洲よ興り遠く北塞を開拓せんたく小及て  
遂と立たム墺界を接そくム。又も初め馬訖ばけにの上  
流よ 雅克薩とく地みる魯西亞人此地（ヨ城  
を築く邊境を侵擾さヌ。呼麻拉の地と蠶食を康  
熙二十九年寧古塔の副都統薩布素よ命うなづテ布  
素。後ニ黑龍江江將軍とある。舟師と卒ひ萬まん艘ふね以よ溯そつて之を伐な  
も二十八年を城よ克つ刈り大だい兵ひょうを送もど一一魯西亞  
と納なり。而は滿洲の西北に格爾又兩河の東ひが方むか界い

莫斯哥未亜の名和て

職方外紀上載古

清八滿洲より遠く北塞を聞  
極まで不

道をもとめ候事也。梅の木、すもれめ思ひにのみ上  
雅克薩と申セん。魯西垂人比也。(左成)

を繁く邊境を侵擾す又呼麻拉の地を齧蝕食を康

熙二十九年寧古塔の副都統薩布素王命

後黑音江半舟歸等之黑江漁之女依  
軍之子也

北の西に位置する。西山は、北山の西北に位置する。

碑石を立つ之を界碑と云ふ碑文下に此處上於て

あまをうりやのすと  
ノミ仕聘ハツメ治十二年

康熙五十一年圖理  
印光堂藏

珠ト云者都兒格國

俄羅斯又  
羅又  
乾隆御製文集

倭洛斯 又  
倭洛思 三朝實錄

喀爾其  
又羅刹  
盛京通志

共 = 俄羅斯 = 作ル

老鎗 老羌 俄羅斯 羅利 龍沙紀畧

皆ゴロースノ轉音也。老鎗ハナウシヤの船音也。按ヨ文献通考ニ羅利國あり。あれハムニヨ南海のムヘ波闊の次てヨリの俄羅斯ヨ粵ヨモモヨの一助トコトモ便きものと抹除してたゞ舉く。

大清一統志 鄂羅斯 略

全三十六云。黑龍江將軍駐劄齊ニ哈爾城在盛京北一千七百餘里、北至鄂羅斯界三千五百里、西北至鄂羅斯界二千里。古肅慎氏地、明初設都司統領之、國初有索倫、打虎爾、二部居額爾古納河及淨

後里江之地並歸服於太宗文皇帝因羅殺即鄂羅斯人築城雅克薩地侵擾索倫打虎爾崇德四年移駐諾尼江後羅利復未侵擾康熙二十二年設將軍副都統築城鎮守二十五年發兵進剿羅利克其城、二十八年遣大臣於格爾必齊河旁立石為界、於是索倫打虎爾仍居舊地咸安業

分界石碑

在齊々哈爾城西北二千五百里、黑龍江城西北一千七百九十里、格尔必齐河口东岸。本朝康熙二十八年十二月丙子遣大臣與鄂羅斯議定邊界、立石

以垂久遠勒滿漢字及鄂羅斯議定邊界立石以其文曰

大清國遣大臣與鄂羅斯國議定邊之碑

一將由北流入黑龍江之綽爾納即烏倫穆河相近格爾又齊河為界循此河上流不毛之地有石火興安以至於海凡山南一帶之溪河盡屬鄂羅斯

一將流入黑龍江之額爾古納河為界河之南岸屬於國河之北岸屬於鄂羅斯其南岸之眉勒爾客河

口所有鄂羅斯房舍遷徙北岸

一將雅克薩地方鄂羅斯所脩之城盡行除毀雅克薩

所居鄂羅斯人民及諸物用盡行撤往察謨汗之地一凡獵戶人等斷不越界如有一二小人擅自越界捕獵偷盜者行擒拏送各地方該管官該管官照所犯輕重懲處或十人或十五人相聚持械捕獵殺人搶掠者必奏聞即行正法不以小故阻壞大事仍與中國和好毋起爭端

一從前一切舊事不議外中國所有鄂羅斯之人及鄂羅斯所有中國之人仍畱不必遣還

一今既永相和以後一切行旅有准令往來文票者許其貿易不禁

一和好會盟之後、有逃亡者、不許收留、即行遣還。  
右あふ約束の碑を名つてか界碑と云ひ、<sup>レ</sup>  
山々も保羅河の後世の患とあらんと慮り  
ては碑と定めてある。境内の空地をハ戎秋  
より中玉の地と侵せ、<sup>レ</sup>とす。辭の咎し便きやう  
あらハナリ。

本邦鹿山の人材ハ捕へまつされとも至るのく  
ハ理屈強くて止む無能更人いたよほどの辭  
を以て種と前さ人と漏れ、<sup>秋</sup>と多く世の孫り  
ぬる人ふは惟其狡を制索せびして、余ふ棄て

毛と上葉とを夫秋の毛と葉とくに満世更  
松と半と生と死とも以方ハ辭を以て漏れ、  
毛と葉と改め毛と以て毛と叶とを嘗と  
アハ咲神よと通と之一漢の成帝のめき古年  
西漢もち年勅と毛とを御とくとおひに於て  
毛と毛と毛と毛と毛と、<sup>レ</sup>ノアノ郡境接界の地ハ北方小  
海と北と戎松と替ひ合へて、<sup>レ</sup>ノアノ北と南と  
うするふもと遂にハ御の辞をすくなく比と割  
き、常と活と和めとれれれれれれれれれれれ  
統志中魯西亞所領諸州地名ニ漢字ヲ填メシモ

ノ多ニ其中正シクコレナルヘシト思フモノヲ在ニ  
抄ス

其國王所居之城曰「莫斯科」コレハ舊都「ムスク」  
「吾併喀山、托波兒」カサシ「トホリツカ」アリ  
「西畢爾斯科」「シビリ」止白尔もる也

每一斯科如中國省會其餘小斯科無數

イルコーソカ、ヤコーソカ、オホーツカ、カミミヤーソカ、  
トホリツカ、の斯科

通古斯科「トニゴスカル」

白哈兒湖「バイカル湖」

有一種貧民曰通古斯、皆以樺皮作廬帳以白鹿貢

其行裝取鹿乳取鹿乳為食、又畜鹿以供乘駄負載、  
鹿色灰白形如驥、有角、名曰俄倫、土產部

此說漂民左平か、トニゴスノ話ト合ス俄倫ハ「オシム」  
知徧と併セ考フ也

又魚有名鄂莫裏者長止尺餘白露後五日內由白  
哈兒湖逆流而來云々 鄂莫裏ハ「オ、モリ」魚也

カ

此異譯名夥く見申他日魯西亞地名蠻語ト併セ

考ヘシ姑ク茲ニ一二ヲ抄スルナリ

清三朝實錄 略

池北偶談 略

奉使俄羅斯日記 略

、龍沙紀畧

云々 畧 其中

老鎗菜即俄羅斯菘也、抽薹如萐蕡、高二尺餘、棄出層ニ、刪之、其未層葉、ニ相抱如毬、取次而舒、已舒之□老不堪食□毬烹之畧似安肅冬菘、郊圃種不滿二百本、八月移□官弁分畜之、冬月苞紙以貢

按スルニ老鎗菜ハ紅毛菘ナリ重長崎ノ出島ヨリ其實ヲ□末リ圃中ニ播ス甚繁茂ス其形状葉牡丹ノ如シ

茂質按ニ漂民イレコ一ツカニ在テ此物ヲ常ニ  
齎ニ作リ常供ニセルヲ見タリ彼呼テ「カボーニク」ト呼フ所謂ジヤカタラナルベシ云々本編飲食ノ部ニ詳ニス今コノ說ヲ得タリ因テ抄ノ前說ヲ明ス

、葆素齋集

畧 畧

、東閣剩稿

畧 畧

、職方外紀

畧 畧

、西域聞見錄

畧 畧

、海國聞見錄

畧 畧

乾隆御集

畧

同詩二集

畧

元史類集

畧

采覽異言

畧

魯西亞本紀

畧

支那使聘記

畧

魯西亞志

抄錄

魯西亞軍事未測<sup>アーミー</sup>強ちる<sup>アリ</sup>て主ふ人と之  
物<sup>モノ</sup>をも<sup>シ</sup>白毛<sup>ホワイト</sup>と<sup>ス</sup>黒毛<sup>ブラック</sup>と<sup>ス</sup>有りと云  
ふ<sup>ト</sup>そ<sup>ノ</sup>一<sup>ヒ</sup>を<sup>シテ</sup>魯西亞毛<sup>ウサギ</sup>と<sup>ス</sup>白毛<sup>ホワイト</sup>と<sup>ス</sup>黒毛<sup>ブラック</sup>と<sup>ス</sup>有り

西亞といふ都城の地と謨斯科庭と称を今は赤  
白毛の毛<sup>ウサギ</sup>と今せき<sup>シテ</sup>学<sup>マサニ</sup>魯西亞と称を以<sup>テ</sup>ハ年曆  
ニテ<sup>ト</sup>十二年<sup>六</sup>我<sup>タ</sup>字保<sup>モハシテ</sup>而<sup>テ</sup>帝號<sup>テイホ</sup>と称セ<sup>ル</sup>白多<sup>ペトロ</sup>  
ル<sup>ト</sup>トリ<sup>ト</sup>帝<sup>ペテル</sup>アレキシイウイ<sup>ス</sup>其<sup>セ</sup>生<sup>ジ</sup>証<sup>シテ</sup>生<sup>シ</sup>國<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>ト<sup>ハ</sup>  
魯西亞本<sup>ヌシヤ</sup>紀云<sup>ア</sup>我<sup>タ</sup>元<sup>カニ</sup>鎌<sup>ニ</sup>二年石弊<sup>リ</sup>利亞<sup>ノ</sup>地<sup>ト</sup>子<sup>ル</sup>トシキニ<sup>ス</sup>コイ<sup>シ</sup>内<sup>ト</sup>  
子<sup>ル</sup>トシキニ<sup>ス</sup>城<sup>ヌ</sup>星<sup>ヲ</sup>築<sup>キ</sup>支那<sup>ト</sup>ノ疆<sup>ヲ</sup>固<sup>クシテ</sup>此  
處ヨリ睦隣<sup>ノ</sup>使節<sup>ヲ</sup>北京<sup>ト</sup>相通<sup>ス</sup>同三年石弊<sup>リ</sup>亞<sup>ノ</sup>西際<sup>ヲ</sup>ワ<sup>ル</sup>カ<sup>テ</sup>リヤ<sup>ニ</sup>城<sup>ヌ</sup>星<sup>ヲ</sup>築<sup>ク</sup>同<sup>ク</sup>九年都<sup>ル</sup>  
格<sup>コ</sup>ノ地<sup>アソツフ</sup>ヲ從<sup>ハシム</sup>享保元年<sup>主</sup>舟行<sup>シ</sup>

テ西ノ方太泥亞、和蘭、漢メ利亞、布鲁伊鮮、拂郎察等ノ諸國ヲ巡覧ス即遊行シテ外國ニ在ルト凡ソ十六ヶ月ニシテ還ル此後又和蘭、拂郎察入爾馬泥亞勿邏泥亞雪際亞ヲ巡覧ス皆彼諸國ノ政刑礼樂ヲ檢シ或諸術藝奇器等ヲ詳ニシ其學師工匠ヲ召ス等ノアリ同五年礼勿泥亞飯服ス此ニ至テ近隣諸國服從セサルモノナシ同七年群臣尊號ヲ奉テ大魯西亞皇帝國民之父伯多羅大尊ト云幼ヨリ聰明睿智ニシテ長メ寛仁專ラ民ヲ安シ國ヲ富スアラ以テ務トス政刑服章章鑑也

軍旅天文曆術ニ至ルマテ講究討論ノ悉クコレヲ新ニセリ惟國人其恩惠ヲ感スルノミニアラス歐羅ヨーロ大ノ國及亞細亞北地ノ諸國ニ至ルマテ盡ク皆コレニ帰服ス又學校ヲ建テ金鑛ヲ開キ戰艦ヲ制メ水戦ヲ習練シ軍制ヲ修正シ冠服ノ制ヲ改メ水路海運ノ便道ヲ開ク古未石弊利亞ノ大地山川多シテ崎嶇險陥ナル故ニ行路甚難シ其支那ニ往ク者ノ如キ凡六年ヲ歷ルニアラサレハ到ルト能ハサリキ然ルニ此主彼土人ヲメ其峻嶮ヲ開カシメテ順路ヲナシ加之舟行ノ便ニ資テ捷徑ヲ得タリ乃今

モスクワヨリ支那北京ニ到ルモノ僅ニ四ヶ月ヲ  
以テコレカ期ヲ為ストヨ得タリ同九年彼正月廿八  
日主病亡其子幼ナルヲ以テ其室カタリナ之ヲ嗣  
ク

魯西亞のを多ハ長サ六百里を度すも大抵あ向  
けを西亞細亞ゆの内をも大鞍靼の少々と侵掠し  
湖ミよ廣大の地とありては古より幅員幾倍余  
多年と歴代かくもシテ冰雪隆並の化を併セ  
ゆきよりそぞ地の廣大落葉林々世界より成  
衡を争ひき國々と之を隣界、かハ雪際亞

西を波羅ニア南ハ度爾格東ハ大鞍靼ノ界を搆  
キ近附西細亞沙の如きと併存セリヨリ支那百爾  
西亞諸多多界を立モ以邦幅員廣大にて數百  
千里亘る如キ氣候の多變之地の犯瘡も亦一  
様あると云

をふの人あハモナリて容貌端秀ヨリ性恭敏  
利口ナリてあくシ勇仕果敢アリ。小説にて勤サバ常  
ニ。主居す。ちきりとねど。や化邦主。従モテ事と孰  
シ。もふ者のあきハ。是實を識。よ。ひ。ま。て。変せ  
さう。う。と。機。う。用。ふ。六十。修。度。黒邦と遍歴。一

於内シテする者ありとて遂にそれ止む能はず  
を取らるるものハも全く用ひ

治年無リ西亞ヨリ航海の事ありトシテ伯多羅帝ア  
ナ」の時よりして水戦陸戦も主として熟練せりハ度  
爾格、薩韋、等の強敵ヲ教及交戦ト黒海カハ千セ海  
の大戰と呼べりと云はれ

魯西亞帝隨刃の多者五十萬人トシテ三千  
一年六  
六我主保女帝アナペテルスベルクノ教場を後  
ず多々軍隊を撰トシテ操練せりむ又伯多羅帝窩ト  
ラ所德海カハ七十二の戰艦を造りて水軍を準備

は邦も亦多と革カハ毛免貨カハと他邦もまた多  
玉の貨カハと兵備カハ一他邦の風土カハ考へく多の路  
主として不貿易を撰トシテ輸トシテ出トシテと號カハと  
本質全文の多は教條我ららカハと云カハとす  
モウソト云はれ

、大西要略 署

、魯西亞紀聞

魯西亞カハ前と指カハテワツチフトロイトシテ  
毛皮小國の名カハトシテ  
本質物カハトワツサカハセキカハフトロイカハニ

漂氏の話と合ひるがゆきう 漂氏のサ  
用と差事れ ウルツア島オ十八の名ハ前より解  
きぬくめ 漂氏曰世人の話 それハオ十九ハ  
エトロフ「オサハクナジリオサ一ハ本體夷地ね  
前と地徧あれハサ一毛を絆ぞ一絆れす夷地  
と前セ千里以内ニツクル十二とよ名と今  
サクセキは名セテ島嶼の改名移動と也  
一オホーワカドリ 子モロヒ ロニア里法  
九千九百八十里

我里法

ち、一宿ニ至帆立西風セ母舵受ヒテ东

風ヌ又舵受ヒテ又アイの風セ收風ナヒ日  
も船を收風ヌ帆ヌキハオホーワカドリニリニ村  
住ニキテトヨタシ海を弱トス  
オロシアの軍主ハ大炮セテシムハ友兵五人ト  
は人と争ヒテ多モモテ其主將ヌハ強姦のよおの等  
古ナムチ

珍禽を藏ヒテ原野ナリテ以高狩スイ  
シハシの花ナリテ、アリモモ禽獸蟲鳥生わぬニ  
トス又多數モ鷹の又離者セテモモモ者あり參  
ミ人の姓名產れヒ日月之紀一秉承セ以て收

卷之三

若葉抄の西山民一先生 東京ノハスカアモリと云フ  
庫二ノ久松

お詫びやお手て書きふと左風景  
之外不<sub>レ</sub>名所の思もあ

カウアフト 或況<sup>ヨ</sup>唐人ともより、較前人の名つけて名ふて此  
島鹿山の人毎<sup>ヨ</sup>本はもみ<sup>ヨ</sup>呼<sup>イ</sup>（俗称<sup>ト</sup>）  
滿州山丹ト界ラ接ス諸考證アリ其署ニ曰夷人山

丹人ノ説ノ所或陸續キ或ハ海ヲ隔ルトモイフ所區  
區ナリ守重コレヲ考フルニカラフトノ奥地ハ滿洲山  
丹ト地續キナリカラフト西邊ハ「マンゴ」ノ枝流ノ海  
入ル所ヲ以テ山丹ト境ヲ隔テ東邊ハ山丹ト地續  
ナレ氏山海險惡ニシテ輒ク往來スヘカラス「マンゴ」  
大川幅ニ里余アルヘシアリテ地ヲ隅テミヤウユ見ユルヲ以テ  
夷人カラフトヲ島ト心得タルモ知ルヘカラス東邊  
ノ夷人ハ皆中地ヨリ山越シテ西邊ニ出ルナリ東邊  
ヨリ西辺ヘ迴ル海路ノヲ知ルモノナシ其地續キナル  
證ハ第十九ト第十ノ圖ヲ以テヌメシタルノ部落ヲ

見第ハノ図及諸図ヲ以テ其地勢ヲ参考スヘ  
シ云々

夷人「カリヤシ」說カラフトノ奥地ヨリ山丹へ往  
来ノ道ハカラフト西辺ノ奥「ナツコ」并「ノテト」ヨ  
リ「マンゴ」ノ枝流ノ末へ海ニ入ル所ヨリ山丹地ニ渡  
ルナリ「ナツコ」ヨリハ山丹地ヲ真西ニ見ルトイフ  
「ノテト」ヨリ海行七八里北風ヲモ楫ヲ吹テ山丹地  
ノ内「モチ」ト云所へ着舡ソレヨリ山路ヲ経テ沼  
アリ枝流ヲ泝テ又沼へ出テ又小阜ヲ越テ大河  
ニ出ツ即「マンゴ」ナリ

松前高橋某記聞ニ「モチ」ヨリ「マンゴ」マテ山丹人小  
舟ヲ沼山共ニ引越<sup>ス</sup>トイフ

寢上常矩紀聞此渡リロシ干ノ時ハ一里ホト沖ヘ舟ヲ  
スエテ徒步メ上陸ス

右カラフトヨリ山丹地ヘノ渡リロハ夷人山丹人ノ  
諸説皆苟合スレハ誤リナカルベシ

魯西亞人時々カラフト地ヘ往來スルハ何レノ道ヨ  
リナルヤイフカシタクハ舟ニテ東邊ヘ來ルカト見  
ユレハ「サカリシ島ヨリ未ルモ知ルヘカラス然レ凡  
享和辛酉「ナツコ」ノテ止辺ヘ魯西亞船未ルヨシ

夷人「カリヤシン」語ルキハ其道未タ詳ナラス陸地ハ「マンゴ」ヨリ渡リテ山丹地ヲ經テ「カラフ止ヘ末ル」モアルヘシ山丹人ハ魯西亞人ヲ「ヌキヤクル」トイフ

蠻書既ニロシア人「マンゴ」ヨリ渡リテ東海ノ「カムサスカ」地方ヘ人ヲ遣セシモノ見エタリ  
壺圖ニ「アモル」黒龍江川口ニ「サカリニ島」アリ或人曰「サカリニ」ハカラフト地ノ小名ナルベシト重按=此說非ナリサカリニハ自カラ別島ナリ第七ノ圖ヲ以テ見レハ其地名多々ハ山丹語ト聞ユレ凡

魯西亞人「イワ」カ言ニ據レハ此地ニ魯西亞人來リ居ルトイヒ又魯西亞人「アタム」カ言ニ據レハサカリニ島ハ「ロシア」ノ里法ニテ周廻凡七百里支那ノ夷「ケレヤス」ト云モノ居ルトイフ桉ニ龍沙紀畧ニ黒龍江即薩哈連江、薩哈連者黑也トアリ盛京江、黑龍江即薩哈連江、薩合連者黑也、金史云、混同一名栗木江遼以爲混同江、土人呼松阿里云、コレ即千カラブト人ノ所謂「マンゴ」魯西亞人ノ所謂「アモル」ト云、ハ蠻國所謂「サカリニ島」ナリ薩哈連ハ唐音サカリニシテ第一第六メ壺圖ニモサガサイン即薩哈連ヘロゴ即黑龍江ノ地名見エ第十

七一統志ノ圖ニモ黒龍江ノ邊ニ薩哈連<sup>烏</sup>喇城  
アルはハ此島「サカリニ」江ノ川口ニアルヲ以テ  
斯ク名ケシニ疑ナシ

又按ニ清一統志寧古塔部云大洲在城東北三千  
餘里混同江口之東大海中南北三千餘里東西數  
百里距西岸近處僅百里許コレ全クサカリニ島  
ナルベシ然レ凡其幅員廣狹ハカラフト地ニ彷  
彿タリ唐山ノ書ニ此島ヲ載スル「奇聞トイフ  
ヘシ

蝦夷人山丹人曰カラフト地ヨリサンタン地ニ至

リサンタン地ヨリ滿州「キチ」ニ至リ「イチホットヲ  
經テ「ヌンクタイ」出テ「キリウラ」ヲ過キテ「ホチ」ニ  
至ル蝦夷及山丹人每歲「キチ」ニ於テ滿州ト交易  
ラナス所謂エツニシキ「ムシノス」タニキ  
煙管ホナリ重按ニ「ヌンク  
タイ」ハ即寧古塔「キリウラ」ハ即「吉林烏喇」ホチ<sup>千</sup>、  
即「船廠」ナリ山丹ヲ夷人ハ「サンダ」ト云即明ノ女  
直奴兒干ノ東邊ニシテ今ノ盛京ノ邊界ナリ云々

考證下畧

山丹人ハ日本ヲ指テ「かウレシヨロコ」ト呼フ日本ノ  
「ハカウレバニジヤ」ヨリ委シク傳聞スト云フ「かウ

レハシジヤハ日本ニモ隣國ナリトイフ「かウ」六高麗ノ訛音ナルベシ又山丹人ハ魯西亞ノ人ヲ「スチヤク」トイフ下畧

滿洲ハ今ノ唐土清朝ノ本國ニシテ山丹ハ其部属ナル氏ハカラフトノ奥地ヨリノ道里先ツ知ルヘキ所ナリ其行程ノ畧ハ上ニイフ山丹人ノ說ノ如シ滿洲盛京ハ古ノ肅慎、靺鞨、渤海ノ故地ナリ

明統志ニ載スル所ノ遼東都指揮使司女直兀良哈ノ地ヲ併セ有シタルモノナリ知テサル者以

テ韓靼スルハ誤リナリ其地ハ即チ我蝦夷カナトト地ト相接シコマニゴノ大河ヲ以テ蝦夷滿洲魯西亞、三國ノ界ラナス云々

右カラフト、サンタン、サガリン滿洲等ノノ人口ニ膾灸スルノモノミヲ抄錄ス其詳ナルヲハ本篇圖考ヲ熟讀スルニアルナリ

追補

甲子の秋魯西亞國ヨリモナリ一書簡ニ通一ハ  
魯西亞文一ハ滿文一ハ和文ヨリヒシム昔ニテ  
エドヨリ三通トシテ倚院カヤウヘ呈セトシム魯  
西亞文ヒ波人拂御察辭スニス改シヘ葉院加比  
丹季ヨ告クシカヒサ章後御辭タラルヒルヒ  
西辭也邦ノ文ニ和辭シテ呈セトシム和辭  
文ニ編ヒ載ヒテハ久ハキモトナリ初めシ  
ワタリキモトナリ次ヨリ通和モシムシモトナリ  
取リタルヒテ後シモ大意ハ通モトキヨシモ全

く辭を廻ツサハシヨニヒルヒ葉院西辭ホジテ  
之を再復シテシテヒ考ク僅小室墨を拂  
シム似シテナリあれひにテ解シテルニヒ  
シテ多シテハシモミト我厚氏シムシテシテ  
写シテシテシテノハシヒアルモ一通四  
彼毛地ヨ原至セシテ我思ニシテ西辭の難人の半  
コラフシロハ偽名ニシテシテハシヒアルナシ  
ヨシテシテ解シテ後シテナリトシテ  
シテナリハシアルモ被シテヒトシテ  
シテナリハシアルモ被シテヒトシテ

行はゆるの舟を水あそびきを辞ふ事と舟  
をもとよへ徑向うむ御舟蒙おもてよ我玉を  
しまえくとひまく漸くをか時を取くと  
もむ極様をかくを玉字の一筋とし御舟  
色采主レお見玉の向レて波切掌レて御室  
掌せめ此すも掌ね得セセハ心もさき已  
たまき能すと舟一あは日干トとて掌ハ志  
むくともハ舟の形うりうきすと舟ハ志  
を欲しき不あつて大能の精粗熟ふ熟とゆせ  
ざれハ舟の説をもとぞ一御舟角アシ

可うううはひのもの一ともう一とて知る  
讀し者或は兒戯すとおもふれば書か  
ふたまくに書き、とのふあんはまの原文ハきま  
まと摸写せりとひよ文字を偏傍文うちや  
りうがくびつゝとひまを字法連続我初見ぬ女  
の書ふらまくはむくはむくはむくはむくは  
文首紙面ハ正しくとひくはむくはむくは  
詔書イルコーフカとひくはむくはむくは  
騒しゆて御嘗て常よひひ嘗てひよ  
経緯ものとひくはむくはむくはむくは

試ニ始めらるゝも傍通辭等々西文の和解と  
角保方ニ附キテ之を参考考るの助とせりと  
に於ひテモ多々底通致シムが如一

一義質つてりふされど不論告ムアリ我欲念の  
和文行カレて全く彼よ画を極メテ源氏左衛  
のくも第ヨミタル文ケ玉人モアリのうえに  
和文行の力とめてよく辭了ちづき括弧下  
ノクシ信牌甲子の御諭文も必ず此辭と曰居  
リハシムの事也ハシム事也源流シテ又承玉人  
と以テモも核列シ得ムのみハシム事也ハシム

通手はる事無キテすけの通せざる事少く  
多モズキシ差しる國法トナリテ少くもんあ  
ざきよりテ元の季夏ミ和文行を主とシ者と  
曰リテハシム事也モナリテモナリテモナリ  
セシム

○ハ至文△ハモ修業院西院西院大徳玉文カ  
謂フ書と云はセモ和解ヨリ至文の和文  
ヒ校のた免狀く傍通致シムナリモ  
ナリモナリモナリモナリモナリモナリ  
者モ○○シモナリモハシ質が記セシム

○ひおり大日牛因天子天子方方へお  
ろもいのモレテトロリ孔後

△  
恭教

大日天國玉を歎下すも御  
書上載る所  
あひだくゆと竹田村の國  
天下仰九方模  
御事多也と居せり此おはす下に

貴國

御代久安代伊繁、常と譜る役者は少  
立えぬうちやんの天下平府印は急々

華嚴說苑

諸國の御傳後、女天下である。あら  
おもてはり、天孫の御代をあひはし  
嗣帝

我祖

一  
女玉力をい

辨即察

かうらんもと羅國のみや。ゆゑはうこのみを。  
漢アシメ利ケリ  
行さへ可すこく羅國ノ能尼。又伊刺把  
伊刺把你亞  
羅國。伐ちほんまく羅國。ゆきなひヲ仕  
テ時ニ称きうちトヤ國ト。何事さい系ヤ仕  
飞々々拂毛紙中たも入國ト。あされい角  
だくふ。

かうひいすりきるいフヤ、汝、汝、汝、

阿葉吹ふ フランス王 エケレス國 イタリヤ國  
イスバニヤ國 ドイツ王 そ外國ニ戰争若歴リ  
我モ斗争の事もあく尙め詔邦ニ義  
を教へ歎産已於海みをよ及へ給ふ

○ 尾次にきある大日本之國トハぬ又十二年前  
お絵を画ん候ある前候ニ日本人ヲ女人送り  
そぞ、すま世を芦文えら成るをかん詔下はせりで  
あがくううむほすあいヲな門庭をかんめりて  
あるまことかくねてゆきあいやはまく候

せてもさきノ國も承一さうゆのひはすをぞせきに  
はくわくこひ

題

△ そぞ、後を奉拂うハ縣隅ううとくの處  
云々地方云々と是と併と通つて後半ワク  
後を向後と成る格列と修氏と續ひテ行

至ニまゆひ昔年う

貴玉即仁佐之侯老女王かうじふ候萬事事細仕  
五事より五年も先手  
英國之船船凡ニ多ひ我王一源流候ニ年をも  
内國へ多被船多く於ニテ年以て自玉

船と仕合連泊山を去り後方の者大橋列行  
主屋ヲシテ

佐舟主と我玉之船再び

英國は少波ある事ハ其停のはもとへく信牌を  
下へ送り答詔を差す仕合の件より此詔も  
この多般以は言江戸西丸の仕合年

支那主と我飲食一様工易之船をもとよりナシ

久野之傳

又以日本を改々國と船主の如きを爲ん  
佐與

國一派主それら以て改して改め難日不<sup>レ</sup>國<sup>リ</sup>お

サヌキ西ノ長さきへおん送をひ詔をもん居<sup>レ</sup>テ下  
枝<sup>シキ</sup>木<sup>ハ</sup>、<sup>シ</sup>とそゆ<sup>シ</sup>もあせ<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>モヤね<sup>シ</sup>う<sup>シ</sup>送<sup>ス</sup>。  
産<sup>セ</sup>仁幸<sup>セ</sup>、<sup>コ</sup>ラ<sup>イ</sup>ミ<sup>シ</sup>のゆトヤ<sup>シ</sup>方<sup>カ</sup>ラ<sup>シ</sup>文<sup>シ</sup>立<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>  
アト<sup>シ</sup>ル。

△大日本國王室<sup>ト</sup>は礼御をも取<sup>シ</sup>手<sup>タ</sup>を身  
柄<sup>ト</sup>櫻<sup>シ</sup>我心<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>也<sup>カ</sup>あひ<sup>シ</sup>、<sup>シ</sup>とふ官名  
小<sup>シ</sup>うち<sup>シ</sup>き<sup>シ</sup>そのつと<sup>シ</sup>ア若<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>也<sup>シ</sup>  
大<sup>シ</sup>事<sup>ト</sup>正<sup>シ</sup>ム<sup>シ</sup>櫻<sup>シ</sup>もみ<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>通<sup>シ</sup>  
多方<sup>シ</sup>天下<sup>ト</sup>櫻<sup>シ</sup>もみ<sup>シ</sup>か<sup>シ</sup>い<sup>シ</sup>也<sup>シ</sup>  
持<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>つき近<sup>シ</sup>テ<sup>シ</sup>櫻<sup>シ</sup>ト<sup>シ</sup>、<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>御<sup>シ</sup>也<sup>シ</sup>度<sup>シ</sup>

修のをそり方様ニテ手かげ仕事はあせち大  
日本之多行くものへもあれど其處ゆきはあリ  
おもは方を向さんせんが志尾はあスハアリ  
やあはかトナ修復すより年を國ト走一付に  
けみきてあくアキルシムアヤシミとほほせはあレ  
きたと見ゆるわざとあはれはあれはあれ  
おもは方をえいからするわざとあはれはあれ  
おもはばいかを方をえいからするわざとあはれ  
おもはばいかを方をえいからするわざとあはれ  
おもはばいかを方をえいからするわざとあはれ  
おもはばいかを方をえいからするわざとあはれ

△は多とあせはともす和方へけ修かせ  
ゆゑ天ノ候に門通かさぬていかあきなま  
下修のに

△<sup>示</sup>英國ノ所修法不効事内工件何卒所用法を  
示せ給ひ度年改以先年改修を我工一派  
流すをよしとく接育仕むは云々次年  
所當工と慕い信義を経て度ある云形、有  
在以一書を呈す向後何事もあらリ用筋承  
度年は前件ニ次才宜ヒ陸石の筋通  
文のよ道ニあらハ我工も内力ラヤク

北アメリカ アレウテキス カムシカツテカト 北アリニス  
の内ニアリ カムシカツテカト メリカの内ニアリ  
カムシカツテカの 里ニアリシム カムシカツテカト  
後ニモ解シタリシテカムシカツテカト 里ニモ解シタリ  
ミサキ外モ地モアリ 指揮官牙法未シテ  
假面又向夜

○ね又三方ノ舟は方へほせん候事ニタリ通て はりる  
日かえ化ニラサムトモトモんとれりれな船又は  
方を太日午ニテ、レ橋を跨ぐとあきづのから  
舟に食すせたいないにからかう志が事せ  
なかにとあおつ事おつけニモソロのむかみ

えあそやまのけたまの船ねとくめひはあさて  
つりよ大小色ニスル船ハはぬてあらえ立  
古水入もね又はるとの只はゑういた志ぬた  
んとくちたかきをり立船ねうま方をゆめすら志  
かトおん立船シ放うよと 志う志すこしの天  
トノ立ちカニラ太トシテ九三年の御ニてまいの  
ちき葉も天レ松あかき名ハ西ヨク伊ん也シカ  
よ

六月三十日

坐ふといふ事は内傳は爾ニ源流あるとして

政宗公令入津扶助り。抵難と拂く間、

三日もまて、令と下りて、

御宿小河口は、連波うらが將又商法おどる  
之心れよ逐利性をもつてゐるから。ヨルのつと

見ゆる會計を

黄岡を主と西方を付す。内中よりはりて在候  
者有り。序所詮うなづかし及ばぬ。

謹貢

一時仕込の象徴りあ

一大袋

一獵虎皮

一象牙細工

一狹幅大小色二

右を微義之御用事自ふ。產地。任せ貢上仕

古寫納され。あるてハ能事も極。まほに余ふ  
考も奇而近き。由

上覽よひ

王府ペートルベルクに於く而往く

三年六月三十日

オロニヤ國王

河きれさんどふ 判

因心

かうしん

○大下校うちちかくおたはももえれえももえれ  
○もろもろのよる天子校天子校大ほんおとハ  
ちハ或へれせれ名西亞玉教旗の標旗もとされ  
む今時ヨ在つゝハ我ニコトス是ゆ也きされふ  
リ甲子モ海入ばの時たゞづづ船印又旅館じ  
多モ御ヨ一ねはキニシテモアモ戴セ多々元  
文口通りの御手比内の旗船手船手たゞと  
スカウチカウチあれと御バキシモ通舟とまます  
一ノムスコヒヤホモ御手比内御手比内御手比内  
御手比内御手比内御手比内御手比内御手比内

度をうそせせりお手も軍船旗下と高船旗  
印との二様を画き御手比内御手比内  
もく御手比内御手比内御手比内御手比内  
と御手比内御手比内御手比内御手比内  
御手比内御手比内御手比内御手比内

稿号  
六一

因心

かうしん

○天下桜うちかくおたはももえれえもおきはぬ  
○もろもろのゆる天下桜大ほんおとくは  
ちハ或へれせれ名西亞玉ねぎの標旗もうちれ  
む今時ヨ在つゝハ我玉こうて石見ゆききされ  
リ甲子も海入ばの時たまうるー船印又旅館じ  
あすかき。おは年ニあらとどくわあす戴せ多。元  
一文口通りの船子比内の旗船子たてーと  
スモうすくあれと物ハを以て通舟とます  
一月ムスコヒヤホモ物を物をうしより丙寅の秋  
近里を移すとぞくぬ

唐をうち多岐サ。古事記。宝船旗下と高船旗  
印との二様を画き。殊に城サ。と以せぢ。彼ハ  
かく如セテ。云々。をたとえ。御手本。と云ひ。之  
と如く。示一。御手本。と云ふ。とぞくぬ

追加

西王少シレトコ清ヒ松前ニ也及矩二百九  
十四里餘

東卫ソ

シレトコ詩集

同上

四

二石八松七里餘

船更周迴又泊八十里余

东坡先生集卷之三

今度至國後島歸被  
内島と尙少内角地ニ  
仰付是と松前並行有  
多處未收納シ  
又得主方有主事  
任其取扱事務中度の事務  
猶ち地主抄手也近  
中設立元子多之限大人  
教育之義と於此所と初せ  
以義教立事少之致以是  
ハ故考之得一并開國之夢  
大以俄方一主心得ル右所用之領ハ淨き  
門主家主也

之の内を以て所持する者一今なし。而越巣不  
违抗せ。遂に移り松前守となつて石川守  
及家代斗で御内閣入伺勿減を不サレ矣。もく者  
を以て逃げて了す。

弓書院昌氏

松平信忠守

石川守道監

十人目舟

大河内義重

弓削守綱政

三橋義高門

至正元年四月  
仰付の内右様の事外

仰付仰方より左様の事外  
地主宣化。又は是人正義守在。シテ少ち甚人  
傷を負ふ。小舟成か候。以牙二枚。少度。既役人。且  
仰徳。教育。教育。其日。風俗。懐。事。松  
首。且得。大公底。仰。存。也。且。送。玄。之。牙  
一。ナリ。仰。下。仰。也。且。是。俄。ナリ。其。事。或。獨。ニ  
抱。其。事。一。急。速。工。被。役。と。而。於。再。往。之。送。也。之  
事。急。速。工。被。役。之。事。時。必。于。其。地。仕。別  
其。立。業。と。以。て。是。人。直。向。之。役。工。被。役。之。事。  
是。急。速。工。被。役。之。事。不。正。

の如きもあらずえひてまくはれ  
乃後人立てゆかせ生石樹  
有木ハ右ノ根リニ地に不立  
トモニ要ニ左ノ木計自秤同  
系也無くハ左ノ根所アム之助  
也ノ後天人立て歎仰秘方精  
神交易方而多出也近ノ右  
ノ根此ノ因縁也右ノ口蓋と  
左ノ耳共に眼と耳は夷人也  
而も同南洋ノ如クナリ

一絲一繩、耕作之勤、教人穀食、以命之曰勤。生  
多之勞也。勤者、不卽、不懈、不怠、不苟。勤者、  
則能成教育之威。

但一耕作之途未潤肉之食アホ成マケ連々肉食  
を遠ケ穀物と肉食ハ貴ニシム御と能シぬ  
近役ヤセモナシトハ一八五八年農業と施シ  
格別進方其事奉本功持リテ申ム此後急務本會

一  
はるひに遊ぶ有<sup>ハ</sup>候<sup>カ</sup>也<sup>ハ</sup>勿<sup>ハ</sup>論<sup>ハ</sup>得<sup>カ</sup>  
其<sup>ハ</sup>事<sup>カ</sup>鄙<sup>ハ</sup>夷<sup>ハ</sup>秋<sup>ハ</sup>之<sup>カ</sup>性<sup>カ</sup>有<sup>ハ</sup>候<sup>カ</sup>也<sup>ハ</sup>勿<sup>ハ</sup>論<sup>ハ</sup>得<sup>カ</sup>

所す例と施す事邦を實る事凡て終在所す事外  
外役は妨害の為成れば以て要心を遂て實る事  
有事う事

一夷人其人是多外ニモニ若實未と被列紙之實例  
通す事無事隨ひ力を失せ達ち波ノ疑ヒ生ヒ又  
ナシラシテ被るを主内ニシテ傷別者ハ貨  
未之外ニシテ所物本大居きん又ハ酒食と施  
させ主付室仍ニ取手ハ功ヒ常ヒ主付室始  
其ニ漏れ事ナシ此役即井ニシテ傷甲乙ニシテ  
一門恩澤厚者多莫近ヒ以て御ノシテ鴻毛其職

又進三縁方少精教う事

一夷人其人日年潤金ヒシテ利弊を重ニシテ其也及ヒ  
用化ノ内ハシテ禁とお止めセシム教語を主として教  
一経和人主没要化私教育ニシテ  
御ノ方ニ人相考但シテ其ノハサウナ用ヒ  
以ヒシテ夷人相詞とを宣ハ儀事ノ事可  
主付室

一夷人其人即德淳ヨシモー也主清利化和人ニ  
夙宿主蘇生由原ヒ者有志者自代汝セ日  
也彼を主シ移主者称方少精教余人今勵行

者より夫君をもてあはざむ極き。外の者  
おまえ等に召すを夙詔と教ひぬて。年事  
但しては低はは方へ進め急ニ日車。こうはと徐に之  
必氣詔と傳す成能波<sup>カレ</sup>を渠<sup>カレ</sup>の方もお屋  
以叶音と待たうと行ひぬ風俗お政り作成  
し候又と半は

一上を宗山義<sup>ミタマ</sup>、文部省新孝<sup>ヒサシ</sup>、足利親族、三昧朋  
左小信と尼<sup>アマ</sup>、寺<sup>スル</sup>を學<sup>ル</sup>論<sup>リ</sup>。之<sup>は</sup>は文字  
并教文字<sup>ハシテ</sup>教<sup>ハシテ</sup>達<sup>ハシテ</sup>。之<sup>は</sup>は文字の開<sup>ハシテ</sup>放<sup>ハシテ</sup>う  
る爲<sup>ハシテ</sup>事

一彼<sup>ハシテ</sup>地の勢<sup>ハシテ</sup>有<sup>ハシテ</sup>德<sup>ハシテ</sup>能<sup>ハシテ</sup>者<sup>ハシテ</sup>事<sup>ハシテ</sup>大勢持<sup>ハシテ</sup>其<sup>ハシテ</sup>者<sup>ハシテ</sup>  
無<sup>ハシテ</sup>事<sup>ハシテ</sup>山<sup>ハシテ</sup>水<sup>ハシテ</sup>自<sup>ハシテ</sup>放<sup>ハシテ</sup>方<sup>ハシテ</sup>生<sup>ハシテ</sup>かく處<sup>ハシテ</sup>地<sup>ハシテ</sup>今<sup>ハシテ</sup>せ<sup>ハシテ</sup>  
ハ人別<sup>ハシテ</sup>室<sup>ハシテ</sup>と<sup>ハシテ</sup>寝<sup>ハシテ</sup>と<sup>ハシテ</sup>歎<sup>ハシテ</sup>ひ<sup>ハシテ</sup>氣<sup>ハシテ</sup>。之<sup>ハシテ</sup>改<sup>ハシテ</sup>教<sup>ハシテ</sup>者<sup>ハシテ</sup>へ  
大<sup>ハシテ</sup>基<sup>ハシテ</sup>氣<sup>ハシテ</sup>詔<sup>ハシテ</sup>降<sup>ハシテ</sup>うよ<sup>ハシテ</sup>詔<sup>ハシテ</sup>人<sup>ハシテ</sup>傷<sup>ハシテ</sup>と<sup>ハシテ</sup>少<sup>ハシテ</sup>す  
氣<sup>ハシテ</sup>ま<sup>ハシテ</sup>男女<sup>ハシテ</sup>大<sup>ハシテ</sup>狩<sup>ハシテ</sup>者<sup>ハシテ</sup>を<sup>ハシテ</sup>子<sup>ハシテ</sup>孫<sup>ハシテ</sup>かく私<sup>ハシテ</sup>詔<sup>ハシテ</sup>  
す<sup>ハシテ</sup>無<sup>ハシテ</sup>大<sup>ハシテ</sup>難<sup>ハシテ</sup>引<sup>ハシテ</sup>助<sup>ハシテ</sup>り<sup>ハシテ</sup>其<sup>ハシテ</sup>私<sup>ハシテ</sup>と<sup>ハシテ</sup>多<sup>ハシテ</sup>遠<sup>ハシテ</sup>と<sup>ハシテ</sup>會<sup>ハシテ</sup>取<sup>ハシテ</sup>  
扱<sup>ハシテ</sup>アリ

一喪<sup>ハシテ</sup>人<sup>ハシテ</sup>も<sup>ハシテ</sup>病<sup>ハシテ</sup>氣<sup>ハシテ</sup>者<sup>ハシテ</sup>み<sup>ハシテ</sup>ま<sup>ハシテ</sup>考<sup>ハシテ</sup>ふ<sup>ハシテ</sup>う<sup>ハシテ</sup>臥<sup>ハシテ</sup>具<sup>ハシテ</sup>も<sup>ハシテ</sup>學<sup>ハシテ</sup>  
其<sup>ハシテ</sup>用<sup>ハシテ</sup>外<sup>ハシテ</sup>う<sup>ハシテ</sup>ふ<sup>ハシテ</sup>成<sup>ハシテ</sup>丈<sup>ハシテ</sup>と<sup>ハシテ</sup>あ<sup>ハシテ</sup>死<sup>ハシテ</sup>者<sup>ハシテ</sup>多く<sup>ハシテ</sup>  
居<sup>ハシテ</sup>立<sup>ハシテ</sup>年<sup>ハシテ</sup>一<sup>ハシテ</sup>三十<sup>ハシテ</sup>年<sup>ハシテ</sup>

ちよかはケ経ニ浅いハシ場所。詔文黙宣を以テ  
十日ニ方と今一社冥玉之印送と墨キトは  
モ教育の事は勿れ成セ。教育後はもむ方共  
協研院モ西と多病ニテ。主事。勵合。いわくと  
ノリヤヒ事

ホ二月

右を起立。拝候。左の御口達。もろ松平信厚  
於宅一回ナ達ル。

一もつけい上いたし

さそいせのくに。一。も。こ。ぐ。う。ね。せん。と。たい。  
くやこたぬ。このたび。するかど。かど。ねらう。そ  
れう。あがれた。一。七月二十。にて。あみーつか  
と。き。く。ま。る。とう。や。は。く。ま。る。く。と。れ  
う。か。く。し。や。つ。く。と。や。と。もう。ね。た。う。や。は。  
さ  
て。ス。く。ほ。さ。ま。る。ど。る。こ。の。た。び。わ。た。く。し。に。を  
ん。や。わ。た。ー。二。れ。あ。う。い。こ。の。ほ。く。ぼ。き。ま。と。ん。や  
わ。た。ー。二。八。す。ぐ。に。日。午。江。ど。と。も。て。る。す。ぐ。に。い  
り。つ。い。た。ー。三。人の。もの。ぞ。す。ぐ。に。い。ど。

き。まことに。さうして。このほくぼさ  
ぬつけに。あいた。このことはとど  
やくにんる。ふくら。さんざはからい。なきれ  
くたま。べく。このみをとてある。いた  
まざら。三月。ちかくまで。にどもしての。  
こまや。あいまちや。もこのおゆに。にど  
す。こまや。まいう。やすすと。うにわ。わた  
くのふね。すぐには。と。と。て。ゑ。の。り。こみや  
りて。三人のくわぢきに。ほど。と。そ。や。に。る。あた  
した。たく。そのとき。このほの。ふたま。と

くひき。あなましやま。さす。さて。えのほ。む  
と。え。ぶ。の。た。じ。と。く。か。や。あ。いた。こ。ご。こ  
のく。に。のく。ふ。な。た。ま。み。く。に。る。ま。り。や  
み。と。し。す。い。ぶ。ん。ま。く。き。ん。ま。は。から。い。あ。さ  
く。く。い。ス。ニ。こ。こ。わ。こ。の。く。に。の。く。ば。さ。あ。さ。て  
あ。く。の。ほ。の。く。ま。と。す。い。ぶ。ん。と。た。じ。に  
な。れ。く。た。ま。く。く。ふ。こ。の。ほ。の。く。ば。さ。ま。と  
ん。や。わ。し。に。こ。た。じ。  
ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。

ま。う。い。す。の。く。に

表

まつまえ ちよのかみ様

ちたじ  
らくえよな

ああ。あたむ  
らくすまん  
なめ。われい  
ろふちふ

寛政 壬子 光孝文護送のう

文化四年丁卯十月得之互畢



裏

大 槐 文 库

